

地域の元気づくり支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三面地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、三面地域内の集落、複数の集落の連合体及び集落内で活動する団体（以下「団体」という。）が行う地域の元気づくり事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(助成金の対象となる事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者福祉・交流・健康増進事業
- (2) その他特に協議会が認める事業

(助成金の額及び助成対象経費)

第3条 集落等へ交付する助成金の額は、1団体あたり30,000円(1,000円未満の端数がある場合、その額を切り捨てる)を上限とし、複数回の申請も可能とする。ただし、審査で認められた場合は、予算の範囲内で上限を越えて交付することができる。

- 2 対象経費のうち、講師謝礼は1事業につき15,000円以内とする。
- 3 対象経費のうち、消耗品及び食糧費は1事業につき15,000円以内とする。
- 4 次の各号に掲げる経費は助成の対象外とする。
 - (1) アルコール類の飲料費
 - (2) 領収書等により確認することができない経費
 - (3) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金の交付申請)

第4条 助成を希望する集落等は、助成金交付申請書（様式第1号）を協議会に提出する。

(助成金の交付決定)

第5条 協議会は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請のあった集落等に対し通知する。

(事業報告)

第6条 交付の決定を受けた集落等は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 既に交付を受けた助成金の額に不要額が生じたときは、速やかに協議会に返還しなければならない。

(交付回数の制限)

第7条 集落等は、この要綱により過去に助成金の交付を受けた事業であっても、当該事業に対する助成金の交付を申請できるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。